

令和 5 年 12 月 28 日
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）
株式会社後藤建設
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地
秋田県雄勝郡羽後町足田字泉田 42 番地の 11
- (3) 許可の種類及び許可番号
産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00508012260）
- (4) 行政処分の内容及び理由
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
対象者の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当したことから、対象者が法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に規定する許可の取消事由に該当する。
- (5) 行政処分の年月日
令和 5 年 12 月 28 日